

大企業のサーキュラーエコノミーニーズ調査業務委託仕様書

注1 この仕様書は、企画提案書作成用である。

注2 企画提案競技後、埼玉県は、業務委託先候補事業者と仕様について協議を行う。協議が整った場合は、仕様書を修正の上、業務委託契約を締結する。

1 委託業務名

大企業のサーキュラーエコノミーニーズ調査業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

3 目的

企業活動のサーキュラーエコノミーへの転換は国内外で推進されており、関連市場規模の拡大が見込まれている。埼玉県は「サーキュラーエコノミー推進センター埼玉」を埼玉県産業振興公社（以下「公社」という。）に設置し、県内企業等のマッチングによりビジネスチャンスの創出を図っているところである。

サーキュラーエコノミーの取組は大企業が先行していることから、県内外の大企業のニーズを調査し、県内企業とのマッチングを行うことで、更なるビジネスチャンスを創出することを目的とする。

4 委託業務内容

(1) ニーズを調査する大企業の抽出

ア 大企業のニーズが期待できる業種等の分析

サーキュラーエコノミーに関する国の方針及び施策、業界団体や企業の取組状況等を踏まえ、大企業のニーズが期待できる業種や業態等を分析すること。分析に当たっては、手法を提案し委託者と協議の上、実施すること。

イ 県内産業及び企業の分析

埼玉県の産業特性や地域特性等を踏まえ、大企業とのマッチングに向け、県内産業及び県内企業の優位性を分析すること。分析に当たっては、手法を提案し委託者及び公社と協議の上、実施すること。

ウ ニーズを調査する大企業の抽出

「ア 大企業のニーズが期待できる業種等の分析」及び「イ 県内産業及び企業の分析」を踏まえ、県内企業とのマッチングが見込まれる大企業を抽出すること。抽出に当たっては、受託者がこれまでにサーキュラーエコノミー関連業務で構築してきた大企業とのネットワーク等を生かし、(2)のWeb調査への回答の可能性が高い順に調査対象整理すること。同様に、抽出数についても大企業とのネットワーク等を踏まえ、(2)のWeb調査を実現できる数を提案し、委託者と協議の上、決定すること。

(2) Web調査の実施

ア 調査先リストの作成

県内企業とのマッチングの可能性を探るため、Webによるアンケート調査を実施するにあたり、(1)を踏まえ調査先リストを作成すること。

イ 調査票の作成

県内企業とのマッチングにつなげるため、大企業のニーズに関する質問項目等を提案し、委託者及び公社と協議の上、調査票を作成すること。

ウ Web 調査の実施

受託者がこれまでにサーキュラーエコノミー関連業務で構築してきた大企業とのネットワーク等を踏まえ、大企業が調査に回答する最適な手法及び回答の勧奨方法等を提案し委託者と協議の上、実施すること。

回答数の目標は 200 社以上とする。

エ Web 調査結果の集計・分析及びマッチング可能性の整理

Web 調査の結果を集計・分析し、県内企業とのマッチングにつながる可能性の高い順に整理を行う。整理に当たっては、委託者及び公社と協議の上、行うこと。

(3) ヒアリング調査の実施

ア ヒアリング調査リストの作成

県内企業とのマッチングにつなげるため、(2) の Web 調査を踏まえ、大企業に対してサーキュラーエコノミーの取組ニーズに関するヒアリング調査を行う。受託者は委託者及び公社と協議の上、ヒアリング調査リストを作成すること。

イ ヒアリング調査の実施

受託者がヒアリング調査先並びに委託者及び公社と日程調整を行うこと。調査は、原則受託者、委託者及び公社が訪問し対面により行う。ヒアリング調査の記録は受託者が行うこと。

ヒアリング調査数の目標は 30 社以上とする。

ウ ヒアリング調査結果の分析・マッチングフォロー等

県内企業とのマッチングにつなげるため、ヒアリング調査を行った大企業のニーズを詳細に分析すること。ヒアリング調査を踏まえ、公社が行うマッチングについて相談等が生じた場合のフォロー体制を提案すること。また、その他マッチングに有効な企画等がある場合は、あわせて提案すること

(4) 報告書の作成

(1) ～ (3) に係る調査報告書及び概要版を作成し、電子媒体 (Microsoft Office 形式及び PDF 形式) で提出すること。

報告書の内容については、事前に委託者の承認を受けること。

5 調査スケジュール

「4 委託業務内容」の調査については、下記を踏まえ、委託者と協議の上、行うこと。特に、ヒアリング調査については、相手方の都合もあることから計画的に実施すること。

項目	期限
(1) ニーズを調査する大企業の抽出	令和7年 7月31日 (木)
(2) Web 調査の実施	令和7年10月31日 (金)
(3) ヒアリング調査の実施	令和8年 2月27日 (金)
(4) 報告書の作成	令和8年 3月13日 (金)

6 留意事項

(1) 本委託業務の遂行に当たっては、提案内容に基づき委託者と電子メール等で調整を図りつつ進めるものとする。

- (2) 受託者は、適切な事業推進体制と作業スケジュールにより業務を実施することとし、進捗状況の確認や情報共有等のため、契約を締結した月から令和8年2月までの間で月1回程度の定例会議（原則オンライン）を開催する。
- (3) 本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 受託者は、本委託業務の遂行により知り得た情報等を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、本委託業務の遂行により知り得た情報等を複写又は複製してはならない。
- (6) 本委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、委託者の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。本委託業務の処理に関して事故が発生したときは、速やかに、その状況を委託者に報告しなければならない。
- (7) 本委託業務の処理に関して事故が発生したときは、速やかに、その状況を委託者に報告しなければならない。
- (8) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。
- (9) 本業務に係る経費は、報告書の作成、発送経費等を含め、原則としてすべて委託金額に含まれるものとする。
- (10) 成果品の権利は委託者に帰属するものとする。
- (11) 業務実施上疑義が生じた場合及び本仕様書に明記されていない事項については、別途協議の上定めることとする。